

## 1月から3月の入学に係る教育貸付けの申込み締切の特例

共済組合の貸付けは、毎月20日（休日（注）の場合は翌日）必着の締切で、翌月の22日（休日（注）の場合は翌日）送金となっていますが、**1月から3月の入学に係る教育貸付けのみ、送金月の1日（休日（注）の場合は翌日）が締切**です。

- 令和6年1月22日（月）送金の場合・・・締切は令和6年1月4日（木）必着
- 令和6年2月22日（木）送金の場合・・・締切は令和6年2月1日（木）必着
- 令和6年3月22日（金）送金の場合・・・締切は令和6年3月1日（金）必着

対象になるのは入学費用に係る教育貸付けのみ。  
義務教育学校も教育貸付けの対象になったので、ぜひ御利用ください！



※ 退職時の貸付金の取り扱いは11月号に掲載済みです

（注）「休日」とは、次の日を指します。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日（①、②を除く）